日本スポーツ振興センター加入のご案内

尼崎市教育委員会

ご入学・ご入園おめでとうございます。

尼崎市教育委員会では、尼崎市立学校に在学する児童生徒等の不慮の災害に備えて、日本ス ポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒等が災害に遭 った場合、その治療費や見舞金の給付を行う制度で、国の補助金と尼崎市の負担金及び保護者 の皆さまの掛金による共済給付として確立されています。

加入は任意となっておりますが、尼崎市といたしましては、漏れなく加入されることを推奨 しており、毎年度、ほぼ全ての児童・生徒・幼児が加入されております。

加入に同意くださる方は、同意書にご記入の上、学校(幼稚園)に提出してください。

※同意書を提出していただけない場合は、未加入となり、学校の管理下において児童・生徒 等が災害に遭っても災害共済給付を受けることができません。必ず、ご入学・ご入園の際に ご加入ください。

記

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病(ガス中毒、溺水、 日射病、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの)の医療費、これらの負傷又は疾病が 治った後に障害が残ったときの障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死 亡見舞金が給付されます。

なお、ここでいう学校の管理下とは、次の場合等を指し、治療費等の給付の対象を示した ものです。

- ①授業中(特別活動中を含む。)
- ③休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ②学校の教育計画に基づく課外指導中 ④通常の経路及び方法による通学中(登下校中)

2 給付金額

(1)医療費

初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上の場合が給付の 対象となります(例えば3割負担の方が病院に外来受診した場合、1,500円以上を負担した **€** Ø)₀

医療保険並の療養に要する費用の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用 として加算される分)が支給されます。

ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定めら れています。)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。

また、総合病院などで初診時に加算される特定療養費については対象外となります。

(2) 障害見舞金

障害の程度に応じて、4,000万円(1級)から88万円(14級)が給付されます。 (通学中の場合は、2,000万円から44万円)

- (3) 死亡見舞金
 - 3,000万円が支給されます。

(運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,500万円)

3 給付基準

- (1)同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- (2)災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効 によって消滅します。

- (3)損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けた時はその受けた価額の限 度において給付を行わない場合があります。
 - ①交通事故は対象になりません。
 - ②生活保護を受けている場合

小・中学校の児童・生徒 (特別支援学校の小・中学部含む)	医療費の給付は行いません。障害見舞金は給付対象になり
	ますが、給付を受けた場合は福祉事務所への返還義務が発
	生しますので、所管の福祉事務所に申し出てください。
幼稚園児・高等学校の生徒	センターから医療費の給付を受けた場合は返還義務が発生
(特別支援学校の高等部含む)	<u>します</u> ので、所管の福祉事務所に申し出てください。

※高額の障害見舞金が給付された場合は、生活保護が廃止になる可能性もあります。

(4) 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が、故意又は自己の重大な過失により、負傷し、 疾病にかかり、又死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付の一部 若しくは全部を行わない場合があります。

4 共済掛金(年額) ※令和7年度予定額

校 種 別	保護者負担額	尼崎市負担額	掛金総額
幼 稚 園	200円	85円	285円
小・中学校	460円	475円	935円
全日制高等学校	1,760円	405円	2,165円
定時制高等学校	790円	205円	995円

※小・中学校(特別支援 学校の小・中学部を含 む)の就学援助受給者 及び生活保護受給者に ついては、保護者負担 金は免除されます。

5 加入手続き等

- (1)学校(幼稚園)単位でとりまとめ、毎年掛金をおさめることにより加入できます。
- (2)学校(幼稚園)が指定する方法で掛金をおさめてください。
- (3) 共済期間は、4月1日から翌年3月31日までです。
- (4)日本スポーツ振興センターは一度加入していれば、転校先でもその学年分の掛金を支払 う必要はありません。
- (5)給付金は、学校・幼稚園に届けている銀行口座(教材費、保育料等引き落し口座)に振 込みます。もし、それ以外の口座に振込を希望される場合は、必ず学校・幼稚園に申し出 てください。

6 給付を受けるには

(1) 病院等で健康保険証を提示し、治療を受け、保護者が医療費を支払います。

(日本スポーツ振興センター災害給付制度による医療費給付を受けようとする場合は、 尼崎市福祉医療助成制度は使用できませんので、ご注意ください。)

- (2) 学校・幼稚園から渡された書類を病院等で記入してもらい、学校・幼稚園へ提出します。
- (3)日本スポーツ振興センターの保険審査を経て対象となった場合には通常、約3ヵ月後に 尼崎市から給付金の支払いがあります。

※詳しいことは学校・幼稚園にお問い合わせください。

・・・・・・・・・・・・・(きりとり)・・・・・

同 意 書

尼崎市教育委員会 様

尼崎市立

学校(幼稚園)

年 組 児童生徒等氏名

貴教育委員会が日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学・在 園する間、上記児童生徒等が加入することに同意します。

年 月 H

保護者又は後見人氏名

※児童生徒等が成年に達している場合は、生徒等本人が自筆することができます。